

一般事業主行動計画

＜次世代育成支援対策推進法＞ 株式会社シマダプランニング行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月1日～平成35年10月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成31年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：男性社員の育児休業取得を促進する。

＜対策＞

- 平成30年11月～ 新たに育児・介護休業規程を策定する
- 平成31年 1月～ 育児・介護休業に関する相談窓口を設置する。